

小河内小学校跡施設活用事業に係る サウンディング型市場調査実施要領

令和8年6月

広島市企画総務局公共施設マネジメント推進室

1 背景及び調査の目的

広島市の安佐北区安佐町小河内地区に位置する小河内小学校は、少子化や過疎化の進行に伴う児童数の減少により、平成27年3月末に閉校となりました。

このことを受け、地域では、小河内小学校跡施設について、地域に新たな活力を生み出すような活用を図ることが必要であるとの認識の下に議論を重ね、平成29年11月に小河内地区自治会連合会から本市に対し、民間事業者による活用を柱とした提案書（別紙1）が提出されました。

本市では、こうした地域の思いを踏まえ、小河内小学校跡施設活用事業に係る公募を行い、これまでドローン事業者等の民間事業者により、跡施設活用が図られてきたところです。

この度、地域の活性化に資する新たな活用事業の次期公募に先立ち、事業者の皆様から事業の実現可能性や必要となる条件等について幅広く御意見を伺い、民間事業者等が参入しやすい公募条件設定の参考とすることを目的として、事業者の皆様の御意見を伺うサウンディング（対話）型市場調査を実施いたします。

2 対象施設の概要

別紙2のとおり

3 スケジュール

実施要領の公表	令和8年6月 8日（月）
事前現地説明会の参加申込期限	令和8年6月18日（木）
事前現地説明会の開催	令和8年6月23日（火）14時～ ※1時間30分程度を想定しています。 ※他の日程を希望される場合は、個別にご相談ください。
サウンディングの参加申込期限	令和8年7月17日（金）
サウンディング実施日の連絡	令和8年7月21日（火）
サウンディングの実施	令和8年7月28日（火）から 令和8年7月31日（金）までの間で1時間程度（土・日を除く）
結果の公表	令和8年8月末頃（予定）

4 対象者

小河内小学校跡施設活用事業に関心があり、同事業への参画を検討している法人又は団体（複数の法人で構成するグループでの参加も可）

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- ・ 都道府県税、市町村税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ・ 応募開始日から優先交渉権者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- ・ 法令及び公序良俗に反すると認められる行為など、社会通念上ふさわしくない行為を行って

いる団体でないこと。

- ・ 次の法令や条例等に該当する者でないこと。
- ・ 破産法の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者
- ・ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っている法人
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っている法人
- ・ 広島県暴力団排除条例の規定による公表が現に行われている者
- ・ 暴力団密接関係者として広島県警察本部が認定した者
- ・ その他、市が不相当と認めた者でないこと。

5 求める提案事項

当地域の活性化に資する幅広い活用方法について、以下項目の提案をお待ちしています。

- ・ 活用事業の内容及び使用施設等
- ・ 活用の頻度等
- ・ 契約方法等
- ・ 地域貢献のアイデア
- ・ その他事業の参入に当たり求める条件等

6 サウンディングの手続きについて

(1) 事前現地説明会の参加申込

参加を希望される方は、令和8年6月18日（木）までに、「8 問い合わせ・申込先」に記載の宛先へ法人名（団体名）、参加者氏名、電話番号を明記の上、Eメールにて御連絡ください（件名は【**小河内小跡施設説明会参加申込**】としてください。）。

事前現地説明会への参加は必須ではありません。サウンディングのみの参加も可能です。

(2) 事前現地説明会の開催

小河内小学校跡施設の概要説明や施設案内等を行うため、事前現地説明会を開催します。

ア 日 時

令和8年6月23日（火） 14時～15時30分

※ 他の日程を希望される場合は、個別にご相談ください。

イ 場 所

小河内小学校跡施設（広島市安佐北区安佐町大字小河内4734ほか）

ウ 当日の流れ（予定）

- ・ 小河内小学校跡施設の概要説明及び施設案内
- ・ 今後のスケジュール
- ・ 質疑応答

(3) サウンディングの参加申込

参加を希望される方は、「参加申込書」（様式1）及び「サウンディング調書・提案書」（様式2）に必要事項を記入し、令和8年7月17日（金）17時までに、「8 問い合わせ・申込先」に記載の宛先へEメールにてご送付ください（件名は【**小河内小跡施設サウンディング参加申込**】としてください。）。なお、提案書は、可能な範囲で記入いただいたもので構いません。

(4) サウンディング実施日の連絡

参加申込書の受領後、令和8年7月21日（火）17時までに実施日時等を個別に調整・連絡させていただきます。なお、都合によりご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

(5) サウンディングの実施

提案書の内容を基に、サウンディングを実施します。

ア 日時

令和8年7月28日（火）から令和8年7月31日（金）の間の午前10時から午後5時（終了時刻）の任意の時間（土・日を除く。時間は1時間程度を予定。）

イ 場所

広島市役所本庁舎 会議室（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）ほか

ウ その他

- ・ 各事業者個別に行います。
- ・ 事業者様の会議室やオンライン（ZOOM等）での実施も相談に応じます。

(6) サウンディング結果の公表

本市ホームページにて概要を公表します。ただし、参加者の名称は公表しません。また、公表に当たっては、事業者のノウハウ保護の観点から事前に参加者に公表内容を確認します。

7 留意事項

(1) サウンディング参加事業者の取扱い

今回の対話への参加事業者が、今後実施する事業者の公募及び審査において、優位性を持つものではありません。

(2) サウンディング参加に係る費用及び説明資料の提出

対話参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) サウンディング実施後の問い合わせ等への御協力

サウンディング実施後も、必要に応じてお問い合わせ等させていただくことがありますので、その際には御協力をお願いします。

8 問い合わせ・申込先

広島市企画総務局行政経営部公共施設マネジメント推進室

所在地：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

担当：大倉

電話：082-504-2346 FAX：082-504-2372

Eメール：koumane@city.hiroshima.lg.jp